障がい者差別の解消の推進に関する条例制定の対応方針について

資料１

|  |
| --- |
| 「大阪府障がい者差別解消ガイドラインによる啓発」と「条例による相談、紛争の防止・解決の体制」を「車の両輪」として、差別解消に取組む。 |

1. まず、平成２８年４月の法施行とあわせて、相談等体制整備（仕組みづくり）のための条例を制定・施行する。
2. その後、法施行後の状況等を踏まえて、より充実した内容に向けて、条例の見直しを検討する。

法・条例施行３年後を目途に

②　法施行後の状況等を踏まえて、条例の見直しを検討

（主な踏まえるべき状況）

・差別に関する相談事案

・国の動き（法施行３年後の検討・見直し）

（主な内容）

・府における相談、紛争の防止・解決の体制

　（仮）広域支援相談員、（仮）不当な差別的取扱いに係る事案を扱う合議体

・相談、紛争の防止・解決の体制に関する市町村との連携

・事業者に対する勧告・公表

・行政、府民の協働による啓発の取組み

・施行後の状況を踏まえた見直しの検討

相談等体制整備のための条例制定・施行

①　法施行とあわせて　、府独自の仕組みづくり

平成２８年４月　障害者差別解消法施行